○群馬県警察旗等の取扱いに関する訓令

昭和56年１月23日本部訓令甲第１号

改正

昭和56年11月21日本部訓令甲第15号
昭和57年５月６日本部訓令甲第10号
昭和60年８月１日本部訓令甲第６号
昭和62年３月31日本部訓令甲第４号
平成元年３月16日本部訓令甲第２号
平成６年３月14日本部訓令甲第７号
平成７年３月３日本部訓令甲第２号
平成14年３月15日本部訓令甲第４号
平成20年３月６日本部訓令甲第３号
平成22年３月11日本部訓令甲第１号
平成27年３月３日本部訓令甲第５号
平成30年３月７日本部訓令甲第３号

群馬県警察旗等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

群馬県警察旗等の取扱いに関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、群馬県警察旗（以下「警察旗」という。）、群馬県警察本部長旗（以下「本部長旗」という。）、所属旗及び警察旗・所属旗の略旗（以下総称して「警察旗等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（警察旗等の種別、制式、保管責任者）

第２条　警察旗等の種別、制式及び保管責任者は次のとおりとする。

区分	種別		制式	保管責任者
警察旗	警察旗	本旗	別表第１	装備施設課長
		略旗	別表第２	
本部長旗	本部長旗		別表第３	総務課長
所属旗	鉄道警察隊旗		別表第４	鉄道警察隊長
	機動警ら隊旗		別表第４	機動警ら隊長
	機動捜査隊旗		別表第４	機動捜査隊長
	交通機動隊旗	本旗	別表第４	交通機動隊長
		略旗	別表第５	
	高速道路交通警察隊旗		別表第４	高速道路 交通警察隊長
	機動隊旗	本旗	別表第４	機動隊長
		略旗	別表第５	
	管区機動隊旗	本旗	別表第４	警備第二課長
		略旗	別表第５	
	警察学校旗	本旗	別表第４	警察学校長
		略旗	別表第５	
	警察署旗		別表第６	警察署長

（警察旗の使用）

第３条　警察旗は、次の各号のいずれかに該当する場合で、警察本部長が必要と認めるとき使用するものとする。

（１）　県警察として行う主要な行事

（２）　その他士気高揚のため必要なとき。

（本部長旗の使用）

第４条　本部長旗は、士気高揚のため警察本部長が必要と認める場合に使用するものとする。

（所属旗の使用）

第５条　所属旗は、次の各号のいずれかに該当する場合で、所属長等が必要と認めるとき使用するものとする。
（１）　所属が主催し、又は数所属が合同で行う行事
（２）　その他士気高揚のため必要なとき。
（略旗の使用）
第６条　略旗は、次の各号のいずれかに該当する場合で、警察本部長又は所属長等が必要と認めるとき使用するものとする。
（１）　部隊活動として必要なとき。
（２）　その他士気高揚のため必要なとき。
（保管の方法等）
第７条　警察旗等の保管は、次によるものとし、保管責任者は、それぞれ適正な保管に努めるものとする。
（１）　警察旗・所属旗の本旗は、旗収納ケースに納めて保管する。
（２）　本部長旗は、旗収納ケースに納めて保管する。
（３）　警察旗の略旗は、本部長室に、所属旗の略旗は、それぞれの所属に掲げて保管する。
（４）　警察署旗は、警察署長室に掲げて保管する。
（準用）
第８条　この訓令の施行の際すでに制定されていた所属旗の使用基準等については、この訓令の規定を準用するものとする。
附　則
この訓令は、昭和56年１月23日から施行する。
附　則（昭和56年11月21日本部訓令甲第15号）
この訓令は、昭和56年11月21日から施行する。
附　則（昭和57年５月６日本部訓令甲第10号）
この訓令は、制定の日から施行する。
附　則（昭和60年８月１日本部訓令甲第６号）
この訓令は、制定の日から施行する。
附　則（昭和62年３月31日本部訓令甲第４号抄）
１　この訓令は、昭和62年４月１日から施行する。
附　則（平成元年３月16日本部訓令甲第２号）
この訓令は、制定の日から施行する。〔以下略〕
附　則（平成６年３月14日本部訓令甲第７号）
この訓令は、平成６年３月18日から施行する。ただし、防犯部自動車警ら隊の廃止に係る改正規定、刑事部暴力団対策課の設置に係る改正規定及び群馬県警察の処務に関する訓令第80条に係る改正規定は、平成６年４月１日から施行する。
附　則（平成７年３月３日本部訓令甲第２号）
この訓令は、平成７年３月８日から施行する。ただし、警察官派出所等の改称に係る改正規定は平成７年３月15日から、部、課の規定順に係る改正規定、防犯部、防犯課、同課の係、防犯少年課、刑事防犯課及び同課の係の改称に係る改正規定並びに生活安全官、交通官、技能指導官及び刑事官の設置及び職務に係る改正規定は平成７年４月１日から施行する。
附　則（平成14年３月15日本部訓令甲第４号）
この訓令は、平成14年３月20日から施行する。ただし、警務部総務企画課、警務部監察官室、生活安全部生活安全特別捜査隊、刑事部捜査第一課機動捜査隊及び交通部交通指導課暴走族対策室の設置並びに警務部総務課、警務部監察課及び刑事部機動捜査隊の廃止に係る改正規定は、平成14年４月１日から施行する。
附　則（平成20年３月６日本部訓令甲第３号）
この訓令は、平成20年３月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（１）　総務企画課業務管理指導室、広報広聴課被害者支援室、会計課装備管理室、教養課術科指導室、刑事企画課国際捜査室及び交通指導課交通捜査室の設置に係る改正規定、警務課被害者支援

室、捜査第一課国際捜査室及び交通指導課交通捜査指導室の廃止に係る改正規定並びに犯罪抑止対策実施本部の継続に係る改正規定　平成20年４月１日
（２）　情報公開指導官の設置に係る改正規定、交通捜査官、地域官、交通官及び交通事故捜査指導官の廃止に係る改正規定並びに少年事件捜査指導官を少年事件指導官に改称する改正規定　平成20年３月19日

附　則（平成22年３月11日本部訓令甲第１号）

この訓令は、平成22年３月18日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止に係る改正規定は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月３日本部訓令甲第５号）

（施行期日）
１　この訓令は、平成27年３月９日から施行する。〔以下略〕
（経過措置）
２　この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附　則（平成30年３月７日本部訓令甲第３号）

（施行期日）
１　この訓令は、平成30年３月16日から施行する。（後略）
（経過措置）
２　この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。